

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第 59 条第1項の規定による医療機関指定申請等の手続き(病院又は診療所)

●自立支援医療指定医療機関

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第1項の規定による自立支援医療の指定医療機関とは、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う医療機関のことをいいます。

申請書の提出のあった病院又は診療所は、大阪市社会福祉審議会の意見を聞いたうえで指定します。

●申請書の提出先

自立支援医療機関の指定を受けようとするときは、次に掲げる必要書類を大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所に提出してください。(郵送でも結構です。)

1. 申請書(様式1-(1))※提出書類はすべて A4 版で揃えて下さい。
 - (1) (別紙①) 経歴書
 - (2) (別紙②) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制(平面図を添付のこと)
2. 主として担当する医師の医師免許証の写し
3. 主として担当する医師の研究内容に関する証明書(別紙③)
4. その他の書類
 - (1) 腎臓に関する医療を担当しようとする場合は、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書(別紙④)
 - (2) 小腸に関する医療を担当しようとする場合は、中心静脈栄養法の症例に関する臨床実績証明書(別紙⑤)
 - (3) 心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙⑥)又は(別紙⑦)による臨床実績等に関する証明書
 - (4) 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙⑧)又は(別紙⑨)による臨床実績等に関する証明書
 - (5) 腎移植に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑩)による腎移植症例証明書
 - (6) 歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑪)による歯科矯正症例証明書
 - (7) 免疫に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑫)による医療機関間の連携に係る届出書

●指定年月日

原則として、大阪市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会各審査部会で審査し、指定の決定をした日の属する月の翌月初日となります。

【留意事項】 ※次のような場合には、再度届出が必要となります。

●変更届の提出(様式2-(1))

開設者の住所及び氏名又は名称、標榜している診療科名、主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴、自立支援医療を行うために必要な設備の概要、診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員、等に変更があつた場合には変更届の提出が必要となります。(法64条)

●辞退届の提出(様式3-(1))

自立支援医療指定機関がその指定を辞退するときは、1 月以上の予告期間を設けて、辞退届を提

出する必要があります。(法65条)

●指定の更新(様式4-(1))

自立支援医療機関の指定は、6年ごとに更新を受けなければその効力を失うため、更新申請書を提出する必要があります。(法60条)

※該当医療機関には、事前に案内文を送付しております。また、「大阪市指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指導監査要綱」に基づき、自己点検票(別紙1)の提出が必要となります。

●その他

保険医療機関コードが変更になった場合には、旧医療機関の廃止届(様式5-(1))と新医療機関の新規申請が必要になります。

《書類送付先》	〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 診療所 TEL:6797-6567
《問い合わせ先》	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課 TEL:6797-6561

【指定審査基準】

- (1) 自立支援医療指定医療機関は、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がいの治療を行っており、かつ、指定自立支援医療機関療養担当規程(平成18年厚生労働省告示 65号)により懇切丁寧な医療が行えること。
- (2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。また、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の整備を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- (3) 特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。
 - ① 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
 - ② 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により、心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
 - ③ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。
 - ④ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を備えていること。
 - ⑤ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により、肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
 - ⑥ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
- (4) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
 - ② それぞれの医療の種類の特任科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して 5 年以上あること。適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。
 - ③ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても

審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。